1億円以上3億円未満																					
3億円以上5億円未満																					
5億円以上8億円未満																					
8億円以上10億円未満																					
10億円以上15億円未満																					
15億円以上20億円未満																					
20億円以上																					
合　計																					

㈱　「令」とは、信用金庫法施行令をいう。

別紙様式第十三号第2の表中「繰　延　税　金　資　産」を「前　払　年　金　費　用／繰　延　税　金　資　産」に改める。

別紙様式第十三号の二第2の2の表中「繰　延　税　金　資　産」を「退　職　給　付　に　係　る　資　産／延　税　金　資　産」に、「退　職　給　付　引　当　金」を「退　職　給　付　に　係　る　負　債」に改め、同表記載上の注意1．⑵⑥を次のように改める。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十四号第2の表中「繰　延　税　金　資　産」を「前　払　年　金　費　用／繰　延　税　金　資　産」に改める。

別紙様式第十四号の二第2の2の表中「繰　延　税　金　資　産」を「退　職　給　付　に　係　る　資　産／延　税　金　資　産」に、「退　職　給　付　引　当　金」を「退　職　給　付　に　係　る　負　債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額／その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意1．⑵⑥を次のように改める。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十四号の二第2の3⑵及び⑶の表中「持分法適用会社に対する持分相当額　×××」を「退　職　給　付　に　係　る　調　整　額　×××／持分法適用会社に対する持分相当額　×××」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表及び別紙様式第六号の表中「繰　延　税　金　資　産」を「前　払　年　金　費　用／繰　延　税　金　資　産」に改める。

別紙様式第九号第1の9．のⅢを次のように改める。

Ⅲ　組合員以外の者に対する資金の貸付け

金額別	令第14条第1項第1号に該当するもの		令第14条第1項第2号に該当するもの		令第14条第1項第3号に該当するもの		令第14条第1項第4号に該当するもの		令第14条第1項第5号に該当するもの		令第14条第1項第6号に該当するもの		令第14条第1項第7号に該当するもの		令第14条第1項第8号に該当するもの		令第14条第1項第9号に該当するもの	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
30万円未満		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
30万円以上50万円未満																		
50万円以上100万円未満																		
100万円以上300万円未満																		
300万円以上500万円未満																		
500万円以上1,000万円未満																		
1,000万円以上3,000万円未満																		
3,000万円以上5,000万円未満																		
5,000万円以上1億円未満																		
1億円以上3億円未満																		
3億円以上5億円未満																		
5億円以上8億円未満																		
8億円以上10億円未満																		
10億円以上15億円未満																		
15億円以上																		
合　計																		

㈱　「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。